

## 救急告示医療機関一覧

(R5.8.30 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
佐久 (14)	病 12	佐久市立国保浅間総合病院	佐久市	佐久市大字岩村田1862-1	0267-67-2295	※
		佐久穂町立千曲病院	佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字高野328	0267-86-2360	
		軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	軽井沢町	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375番地1	0267-45-5111	
		川西赤十字病院	日 赤	佐久市望月318	0267-53-3011	
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 小海分院	厚生連	南佐久郡小海町大字豊里78	0267-92-2077	
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	厚生連	佐久市臼田197	0267-82-3131	※
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 佐久医療センター	厚生連	佐久市中込3400-28	0267-62-8181	
		長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター	厚生連	小諸市与良町3-2-31	0267-22-1070	※
		医療法人三世会金澤病院	医療法人	佐久市大字岩村田804	0267-67-2048	
		くろさわ病院	医療法人	佐久市中込1-17-8	0267-64-1711	
	医療法人社団軽井沢西部総合病院	医療法人	北佐久郡御代田町御代田4107-40	0267-32-4711	※	
	医療法人両宮病院	医療法人	佐久市小田切城下73	0267-82-5311		
	診 2	柳橋脳神経外科	医療法人	小諸市大字諸350	0267-23-6131	
		医療法人山月会小諸医院	医療法人	小諸市荒町2-1-1	0267-22-0250	
上小 (12)	病 11	国立病院機構信州上田医療センター	国立病院機構	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890	※
		国保 依田窪病院	依田窪医療福祉事務組合	小県郡長和町古町2857	0268-68-2036	※
		東御市民病院	東御市	東御市鞍掛198	0268-62-0050	※
		長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	厚生連	上田市鹿教湯温泉1308	0268-44-2111	※
		医療法人健教会柳澤病院	医療法人	上田市中央西1-2-10	0268-22-0109	※
		医療法人慈善会安藤病院	医療法人	上田市中央西1-1-20	0268-22-2580	※
		医療法人健静会上田病院	医療法人	上田市中央1-3-3	0268-22-3580	※
		医療法人共和会塩田病院	医療法人	上田市大字中野29-2	0268-38-2221	※
		丸子中央病院	医療法人	上田市中丸子1771-1	0268-42-1111	※
	整形外科上田花園病院	医療法人	上田市中央西1-15-25	0268-22-2325	※	
医療法人健和会小林脳神経外科・神経内科病院	医療法人	上田市常田3-15-41	0268-22-6885	※		
診 1	医療法人慈善会上田腎臓クリニック	医療法人	上田市住吉322	0268-27-2737		
諏訪 (7)	病 6	岡谷市民病院	岡谷市	岡谷市本町4-11-33	0266-23-8000	※
		組合立諏訪中央病院	諏訪中央病院組合	茅野市玉川4300	0266-72-1000	※
		諏訪赤十字病院	日 赤	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	0266-52-6111	※
		長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター富士見高原病院	厚生連	諏訪郡富士見町落合11100	0266-62-3030	※
		諏訪湖畔病院	医療法人	岡谷市長地小萩1-11-30	0266-27-5500	※
	諏訪共立病院	医療法人	諏訪郡下諏訪町矢木町214	0266-28-2012	※	
診 1	今井整形外科	医療法人	岡谷市長地権現町3-2-12	0266-28-9933		

救 急 告 示 医 療 機 関 一 覧

(R5. 8. 30 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名 称	開設者	住 所	電話番号	備考
上伊那 (3)	病 3	伊那中央病院	伊那中央行政組合	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121	※
		町立辰野病院	辰野町	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5	0266-41-0238	※
		昭和伊南総合病院	伊南行政組合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121	※
飯伊 (11)	病 9	長野県立阿南病院	長野県立病院機構	下伊那郡阿南町北条2009-1	0260-22-2121	
		飯田市立病院	飯田市	飯田市八幡町438番地	0265-21-1255	※
		下伊那赤十字病院	日 赤	下伊那郡松川町元大島3159-1	0265-36-2255	※
		飯田病院	医療法人	飯田市大通1-15	0265-22-5150	※
		健和会病院	医療法人	飯田市鼎中平1936	0265-23-3115	※
		瀬口脳神経外科病院	医療法人	飯田市上郷黒田218-2	0265-24-6655	
		菅沼病院	医療法人	飯田市鼎中平1970	0265-22-0532	
		輝山会記念病院	医療法人	飯田市毛賀1707	0265-26-8111	※
		下伊那厚生病院	厚生連	下伊那郡高森町吉田481番地13	0265-35-7511	※
	診 2	市瀬整形外科	個 人	飯田市川路4825	0265-27-3311	※
慶友整形外科		個 人	飯田市上郷別府3367-8	0265-52-1152	※	
木曾 (1)	病 1	長野県立木曾病院	長野県立病院機構	木曾郡木曾町6613-4	0264-22-2703	※
松本 (16)	病 7	安曇野赤十字病院	日 赤	安曇野市豊科5685	0263-72-3170	※
		医療法人仁雄会穂高病院	医療法人	安曇野市穂高4634番地	0263-82-2474	
		医療法人元山会中村病院	医療法人	塩尻市大字広丘高出1614-2	0263-52-3321	
		塩尻病院	医療法人	塩尻市大門6-4-36	0263-52-0145	
		桔梗ヶ原病院	医療法人	塩尻市宗賀1295	0263-54-0012	
		社会医療法人中信勤労者医療協会塩尻協立病院	医療法人	塩尻市棧敷437	0263-54-0012	
		県立こども病院	長野県立病院機構	安曇野市豊科3100	0263-73-6700	
	病 9	国立病院機構まつもと医療センター	国立病院機構	松本市村井町南2-20-30	0263-58-4567	※
		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	松本市旭3-1-1	0263-37-2737	
		松本市立病院	松本市	松本市波田4417番地180	0263-92-3027	※
城西病院	医療法人	松本市城西 1 丁目 5 番16号	0263-33-6400			
医療法人藤森病院	医療法人	松本市中央2-9-8	0263-33-3672	※		
医療法人抱生会丸の内病院	医療法人	松本市渚 1 丁目 7 番45号	0263-33-0385	※		
社会医療法人財団慈泉会相澤病院	医療法人	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600	※		
医療法人中信勤労者医療協会松本協立病院	医療法人	松本市巾上9-26	0263-35-5300	※		
一之瀬脳神経外科病院	医療法人	松本市大字島立2093番地	0263-48-3300	※		

# 救 急 告 示 医 療 機 関 一 覧

(R5. 8. 30 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名 称	開設者	住 所	電話番号	備考
大北	病 2 (2)	市立大町総合病院	大町市	大町市大字大町3130	0261-22-0415	※
		長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	厚生連	北安曇郡池田町大字池田3207-1	0261-62-3166	※
長野	病 7 (21)	県立信州医療センター	長野県立病院機構	須坂市大字須坂1332	026-245-1650	※
		飯綱町立飯綱病院	飯綱町	上水内郡飯綱町大字牟礼2220	026-253-2248	
		医療法人財団大西会千曲中央病院	医療法人	千曲市大字杭瀬下58	026-273-1212	※
		医療法人公仁会轟病院	医療法人	須坂市大字須坂1239	026-245-0126	
		医療法人新生病院	医療法人	上高井郡小布施町851	026-247-2033	
		信越病院	信濃町	上水内郡信濃町大字柏原380	026-255-3100	
		長野寿光会上山田病院	医療法人	千曲市上山田温泉3-34-3	026-275-1581	
	病 13	国立病院機構東長野病院	国立病院機構	長野市上野2丁目477番地	026-296-1111	
		長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院	厚生連	長野市信州新町上条137	026-262-3111	
		長野市民病院	長野市	長野市大字富竹1333番地1	026-295-1199	※
		長野赤十字病院	日 赤	長野市若里5丁目22番1号	026-226-4131	※
		長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	厚生連	長野市松代町松代183	026-278-2031	※
		長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター篠ノ井総合病院	厚生連	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261	※
		医療法人公生会竹重病院	医療法人	長野市田町2099	026-234-1281	
		山田記念朝日病院	社会福祉法人	長野市大字南堀135-1	026-244-6411	
		医療法人信愛会田中病院	医療法人	長野市大字西和田1-29-8	026-243-1263	
		医療法人健成会小林脳神経外科病院	医療法人	長野市三輪1-5-21	026-241-6221	
		東口病院	医療法人	長野市栗田356-1	026-227-0700	
		長野医療生活協同組合長野中央病院	長野医療生活協同組合	長野市西鶴賀町1570	026-234-3307	※
		北野病院	医療法人	長野市三輪3-6-10	026-241-0631	
		診 1	伊勢宮胃腸外科	医療法人	長野市伊勢宮1-23-1	026-224-8877
北信	病 2 (2)	飯山赤十字病院	日 赤	飯山市大字飯山226-1	0269-62-4195	※
		長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	厚生連	中野市西1-5-63	0269-22-2151	※
合計	89	 病院 診療所	82 7			

(注) 備考欄の※は、病院群輪番制病院運営事業参加病院

1 地域災害医療センター

(R2.4.1現在)

医療圏名	病 院 名	開 設 者	病床数	所在地	電話番号
佐 久	佐久総合病院佐久医療センター	厚生連	450	佐久市中込3400番地28	0267-62-8181
上 小	信州上田医療センター	独立行政法人 国立病院機構	420	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890
諏 訪	諏訪赤十字病院	日赤	455	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111
上 伊 那	伊那中央病院	伊那中央行政組合	394	伊那市大字伊那1313-1	0265-72-3121
飯 伊	飯田市立病院	飯田市	423	飯田市八幡町438	0265-21-1255
木 曾	長野県立木曾病院	地方独立行政法人 長野県立病院機構	199	木曾郡木曾町福島6613-4	0264-22-2703
松 本	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	717	松本市旭3-1-1	0263-35-4600
	相澤病院	社会医療法人 慈泉会	460	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600
大 北	市立大町総合病院	大町市	199	大町市大字大町3130	0261-22-0415
長 野	長野赤十字病院	日赤	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131
	長野市民病院	地方独立行政法人 長野市民病院	400	長野市富竹1333-1	026-295-1199
	南長野医療センター 篠ノ井総合病院	厚生連	433	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261
北 信	北信総合病院	厚生連	419	中野市西1-5-63	0269-22-2151

2 基幹災害医療センター

病 院 名	開 設 者	病床数	所在地	電話番号
長野赤十字病院	日赤	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131

(注) 長野医療圏の地域災害医療センターを兼ねる。

## 災害用医薬品備蓄品目リスト（備蓄場所1箇所あたり）

分類	薬効	一般名 (同等品可)	規格・単位 (同等品可)	1箇所あたり 最低備蓄量
内服薬	睡眠導入剤	ゾルピデム酒石酸塩	5mg錠	800
	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	200mg錠	3,500
		ロキソプロフェンナトリウム	60mg錠	5,000
	抗不安剤	ジアゼパム	2mg錠	400
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	10mg錠	200
	消化器用剤(PPI)	オメプラゾール	10mg錠	100
	消化器用剤(制吐剤)	ドンペリドン	10mg錠(OD可)	200
	消化器用剤(止瀉剤)	ロペラミド塩酸塩	1mgカプセル	300
	消化器用剤(下剤)	酸化マグネシウム	330mg錠	400
	抗菌剤、抗生物質	レボフロキサシン	500mg錠	900
		アモキシシリン	250mgカプセル又は錠	600
		セフカベンピボキシル塩酸塩	100mg錠	1,000
	抗ウイルス剤	オセルタミビルリン酸塩	75mgカプセル	800
	循環器用剤(降圧剤)	アムロジピン	5mg錠	1,000
	冠血管拡張剤	ニトログリセリン	0.3mg舌下錠	200
	抗ヒスタミン剤	ロラタジン	10mg錠	1,000
	ホルモン剤	プレドニゾロン	5mg錠	150
	糖尿病用剤	シタグリプチン	25mg錠	400
抗パーキンソン剤	レボドパノカルビドパ	100mg/10mg配合錠	100	
注射薬	局所麻酔剤	キシロカイン塩酸塩	1% 10mL シリンジ	70
	交感神経刺激剤	エピネフリン	1mg	100
	利尿剤	フロセミド	20mg	20
	副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	1.65mg	50
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	20mg	40
	抗生物質	セフトリアキソンナトリウム	1g	100
	輸液	低張性電解質液(維持液・3号液)	500mL	200
	生理食塩水	生理食塩水	100mL	200
			500mL	100
外用薬	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩	ゼリー 2% 30mL	10
	抗生物質(外皮用剤)	ゲンタマイシン硫酸塩	軟膏 0.1% 10g	50
	熱傷治療剤	ジメチルイソプロピルアズレン	軟膏 0.033% 500g	5
	消炎鎮痛剤(貼付剤)	ロキソプロフェンナトリウム	貼付剤 100mg	5,000
	消炎鎮痛剤(坐薬)	ジクロフェナクナトリウム	12.5mg	300
		アセトアミノフェン(小児用)	100mg	40
	消毒剤	クロルヘキシジングルコン酸塩	5% 500mL	10
		エチルアルコール	70% 500mL	40
		塩化ベンザルコニウム等 手指消毒剤	速乾式等 1L	10
		ポピドンヨード	10% 250mL	40
		次亜塩素酸ナトリウム	6% 1.8L	5
	含嗽剤	ポピドンヨード	7% 30mL	50
	合成抗菌剤(点眼剤)	レボフロキサシン	点眼剤1.5% 5mL	30
	洗浄用生理食塩水	生理食塩水	500mL	100
	皮膚保護剤	白色ワセリン	500g	3

## 災害用衛生材料備蓄品目リスト（備蓄場所1箇所あたり）

品目(同等品可)	規格・単位(同等品可)	1箇所あたり最低備蓄量	
		中信	中信以外
絆創膏(粘着性伸縮包帯を含む)	巾12～50mm×長さ9m程度	1,050	700
救急絆創膏(ドレッシング材を含む)	パッド吸収部サイズ4×6cm以下	15,000	10,000
滅菌ガーゼ	30cm×30cm	30	20
	7.5cm×10cm	900	600
カット綿	3～5cm四方 500g	75	50
清浄綿(酒精綿)	エタノール80%又はイソプロパノール70%含浸	12,000	8,000
三角巾	大	75	50
伸縮包帯	巾5～10cm×長さ5m程度	450	300
伸縮ネット包帯	巾10～50mm×長さ20m程度	450	300
プラスチックプリント材	腕用(M) 副木	45	30
	足用(L) 副木	45	30
マスク	サージカルマスク(ひも、耳かけ問わず)	3,000	2,000
ディスポ手袋(滅菌品)	(双)プラスチック、ラテックス又はニトリル	300	200
ディスポ手袋(未滅菌品)	(枚)プラスチック、ラテックス又はニトリル	3,000	2,000
輸液セット	針(21～23G、翼状針・留置針含む)付き、輸液セットと針は別でも可	1,950	1,300
小児用ディスポ針	針(24Gより細いもの、翼状針・留置針含む)	750	500
ディスポーザブル注射器	1mL	1,500	1,000
	10mL	1,500	1,000
	20mL	1,500	1,000
ディスポーザブル注射針	18G	750	500
	22G	1,500	1,000
ディスポーザブル翼状針	21～23G	1,500	1,000
使い捨て舌圧子	滅菌済	450	300
使い捨てピンセット	滅菌済	225	150

## 災害用医薬品備蓄場所一覧

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	電 話 ・ FAX
鍋林(株) 東信営業所	小諸市大字西原字金山 646-10	TEL 0267-25-8131 FAX 0267-25-8141
(株)メディセオ 上田支店	上田市大字秋和 262	TEL 0268-22-3510 FAX 0268-24-2949
岡野薬品(株) 諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町上赤砂 4353-2	TEL 0266-28-4151 FAX 0266-28-7509
鍋林(株) 岡谷営業所	岡谷市長地小萩 1-13-11	TEL 0266-27-1277 FAX 0266-28-6069
岡野薬品(株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村字大畑 6552-1	TEL 0265-72-5271 FAX 0265-78-2528
東邦薬品(株) 南信営業所	駒ヶ根市赤穂 3259-107	TEL 0265-81-6656 FAX 0265-81-6658
鍋林(株) 飯田営業所	飯田市下殿岡 263-1	TEL 0265-25-1600 FAX 0265-25-1644
(株)メディセオ 飯田	飯田市育良町 2-24-1	TEL 0265-25-2625 FAX 0265-25-5519
(株)スズケン 塩尻支店	塩尻市大字栈敷 212	TEL 0263-54-3311 FAX 0265-54-9147
岡野薬品(株)SRL	松本市庄内 2-6-27	TEL 0263-33-3330 FAX 0263-33-4292
鍋林(株)	松本市双葉 8-10	TEL 0263-27-6555 FAX 0263-25-2057
アルフレッサ(株) 長野支店	長野市稲里町中央 4-4-12	TEL 026-283-6611 FAX 026-284-8066
東邦薬品(株) 長野営業所	長野市川中島町原 521-13	TEL 026-292-7755 FAX 026-293-9005
【事務局】(備蓄無し)		
長野県医薬品卸協同組合	松本市中央 4-9-63 松本薬業会館内	TEL 0263-36-7616 FAX 0263-36-7616

## 災害用衛生材料備蓄場所一覧

(令和4年3月31日現在)

地区名	名 称	所 在 地	電話・FAX
東 信	中日本メディカルリンク(株) 佐久営業所	佐久市岩村田 946-1	TEL 0267-68-8810 FAX 0267-68-8479
諏 訪	ハトヤメディカルサポート(株)	諏訪市中洲三ツ俣 5709-31	TEL 0266-52-1555 FAX 0266-52-1557
上 伊 那	中日本メディカルリンク(株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村田畑 5565-3	TEL 0265-73-2281 FAX 0265-74-1006
下 伊 那	(株)マスト	飯田市上郷別府 3313-8	TEL 0265-23-6775 FAX 0265-23-0663
中 信	(株)上條器械店 松本営業所	松本市笹賀 7600-19	TEL 0263-58-1711 FAX 0263-58-8952
北 信	共栄医科器械(株)	長野市青木島 1-17-1	TEL 026-284-6011 FAX 026-284-6033
事 務 局	長野県医療機器販売業協会 (備蓄無し)	松本市笹賀 7600-19 (株)上條器械店 内	TEL 0263-58-1711 FAX 0263-58-8952

## 緊急用血清及びワクチンの保管場所一覧表

3 - 7

### 1. 乾燥まむしウマ抗毒素

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内	佐久保健福祉事務所	0267-63-3111	同 左
上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	上田保健福祉事務所	0268-23-1260	同 左
諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内	諏訪保健福祉事務所	0266-53-6000	同 左
伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	伊那保健福祉事務所	0265-78-2111	同 左
飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	飯田保健福祉事務所	0265-23-1111	同 左
木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内	木曾保健福祉事務所	0264-24-2211	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左
大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内	大町保健福祉事務所	0261-22-5111	同 左
長野市中御所岡田 98-1	長野保健福祉事務所	026-223-2131	同 左
飯山市静間町尻 1340-1 飯山庁舎内	北信保健福祉事務所	0269-62-3105	同 左
小諸市大字西原字金山 646-10	鍋林(株) 東信営業所	0267-25-8131	0267-68-6435 警備保障
岡谷市長地小萩 1-13-11	鍋林(株) 岡谷営業所	0266-27-1172	0266-53-6462 警備保障
松本市双葉 8-10	鍋林(株) 松本営業所	0263-27-6501	0263-24-0756 警備保障
松本市庄内 2-6-27	岡野薬品(株)SRL	0263-33-3330	同 左
長野市稲里町中央 4-4-12	アルフレッサ(株) 長野支店	026-283-6611	同 左
長野市丹波島 1-712	岡野薬品(株) 長野営業所	026-285-3311	同 左
長野市アークス 1-14	鍋林(株) 長野営業所	026-224-5201	026-228-5720 警備保障

## 2. 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から5年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
小諸市大字西原字金山 646-10	鍋林(株) 東信営業所	0267-25-8131	0267-68-6435 警備保障
岡谷市長地小萩 1-13-11	鍋林(株) 岡谷営業所	0266-27-1172	0266-53-6462 警備保障
松本市双葉 8-10	鍋林(株) 松本営業所	0263-27-6501	0263-24-0756 警備保障
長野市稲里町中央 4-4-12	アルフレッサ(株) 長野支店	026-283-6611	同 左
長野市アークス 1-14	鍋林(株) 長野営業所	026-224-5201	026-228-5720 警備保障

## 3. 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左

## 4. 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（A B E F型）

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左

## 5. 乾燥ガスえそウマ抗毒素

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	上田保健福祉事務所	0268-23-1260	同 左
飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	飯田保健福祉事務所	0265-23-1111	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左

## 6. 血液製剤

地 区	住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
中南信	松本市島立 21741	長野県赤十字血液センター松 本事業所	0263-88-2650	同 左
東北信	長野市稲里町田牧 1288-1	長野県赤十字血液センター	026-214-8070	同 左

## 7. その他のワクチンと連絡先

ワクチン名	保管場所	住 所	電話番号
ヤマカガシ抗毒素	(一財)日本蛇族学術研 究所	群馬県太田市藪塚町 3318	0277-78-5193

### 〔相談・問い合わせ先〕

問い合わせ先	住 所	電話番号
長野県 健康福祉部薬事管理課	長野市南長野幅下 692-2	026-232-0111
厚生労働省健康・生活衛生 局感染症対策部予防接種課	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館	03-3595-3287
東京検疫所	東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 8F	03-3599-1515

## 血液センター 一覧

地区	名称	住所	電話番号
南信	長野県赤十字血液センター 諏訪出張所	諏訪市清水3-3840-1	0266-53-7211
中信	長野県赤十字血液センター 松本供給出張所	松本市旭2-11-30	0263-33-0550
東北信	長野県赤十字血液センター	長野市稲里町1288-1	026-214-8070

## 感染症用器具配備状況

R5.4.1 現在

区分	東 信		南 信			中 信			北 信		合計
	佐久	上田	諏訪	伊那	飯田	木曾	松本	大町	長野	北信	
ろ水器	中型 1台					中型 1台	大型 1台				大型 1台 中型 2台

\*ろ水能力：大型 4,000 リットル/h、中型 2,000 リットル/h

## 消毒機配置状況

R5.4.1 現在

配 置 か 所	数	配 置 か 所	数
佐久保健福祉事務所	2	松本保健福祉事務所	
上田保健福祉事務所		大町保健福祉事務所	
伊那保健福祉事務所	1	長野保健福祉事務所	
諏訪保健福祉事務所		北信保健福祉事務所	
飯田保健福祉事務所			
木曾保健福祉事務所	1	計	4

## 災害用備蓄物資の保管場所一覧表

備蓄場所	所在地
佐久合同庁舎	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1
軽井沢高等学校	〒389-0102 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1323-43
小海高等学校	〒384-1105 南佐久郡小海町大字千代里 1006-2
上田合同庁舎	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6
菅平ダム管理所	〒386-2204 上田市菅平高原 1278 番地 24
上田警察署丸子警部交番	〒386-0404 上田市上丸子 224-3
諏訪合同庁舎	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10
伊那合同庁舎	〒396-8666 伊那市荒井 3497
飯田合同庁舎	〒395-0034 飯田市追手町 2-678
阿南高校	〒399-1501 下伊那郡阿南町北条 2237
木曾合同庁舎	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1
蘇南高等学校	〒399-5301 木曾郡南木曾町読書 2937-45
松本平広域公園内防災備蓄倉庫	〒399-1243 松本市神林 5300
松本合同庁舎	〒390-0852 松本市大字島立 1020
大町合同庁舎	〒398-8602 大町市大町 1058-2
白馬高等学校	〒399-9301 北安曇郡白馬村大字北城 8800
長野合同庁舎	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1
北信合同庁舎	〒383-8515 中野市大字壁田 955
北信建設事務所飯山事務所	〒389-2255 飯山市大字静間字町尻 1340-1

## 長野県内の火葬場一覧

令和5年4月1日現在

番号	Ⅰ. 基本事項				Ⅱ. 設置・運営		Ⅲ. 火葬炉			Ⅳ. 設置主体住所等					V. 管轄市町村
	1. 名称	2. 火葬場所在地	3. 電話番号	4. FAX番号	5. 設置主体	6. 火葬場担当部署	7. 火葬炉数	8. 平時可能火葬数	9. 最大火葬可能数	10. 〒	11. 住所	12. 電話	13. FAX	14. Eメール	15. 市町村名
1	長野市犀峽斎場	長野市信州新町新町1 291-1	026-262-4469	026-262-4469	長野市役所	地域・市民生活部市民窓口課	1	2	5	380-8512	長野市大字鶴賀緑町 1613	026-224-6428	026-226-7631	shimado@city.nagano.lg.jp	
2	長野市大峰斎場	長野市大字長野箱清水 1612-1	026-232-4241	026-232-4251	長野市役所	地域・市民生活部市民窓口課	5	12	15	380-8512	長野市大字鶴賀緑町 1613	026-224-6428	026-226-7631	shimado@city.nagano.lg.jp	
3	長野市松代斎場	長野市松代町東寺尾3 333-1	026-278-6600	026-278-6641	長野市役所	地域・市民生活部市民窓口課	5	12	15	380-8512	長野市大字鶴賀緑町 1613	026-224-6428	026-226-7631	shimado@city.nagano.lg.jp	
4	北信斎場 たびだちの森	中野市大字豊津3854- 1	0269-38-1770	0269-38-2370	北信保健衛生施設組合	北信保健衛生施設組合	3	9	9	389-2101	中野市豊津2508	0269-38-5060	0269-38-5061	i-hokuei@bz01.plala.or.jp	長野市(旧豊野町)・中野市・山ノ内町・信濃町・飯綱町
5	松本市営葬祭センター	松本市蟻ヶ崎4-10- 1	0263-32-1356	0263-32-1123	松本市役所	環境エネルギー部環境保全課	5	10	15	390-8620	松本市丸の内3番7号	0263-34-3043	0263-36-9119	kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp	
6	上田地域広域連合大星斎場	上田市上田2548-2	0268-22-0983	0268-24-0983	上田地域広域連合	清浄園	4	8	12	386-0404	上田市上丸子1612 上田市丸子地域自治センター内	0268-22-2339	0268-23-4100	seijoen@area.ueda.nagano.jp	上田市・東御市・長和町・青木村
7	上田地域広域連合依田窪斎場	上田市上丸子57-1	0268-42-4851	0268-43-4909	上田地域広域連合	丸子クリーンセンター	2	4	6	386-0404	上田市上丸子1612 上田市丸子地域自治センター内	0268-43-2131	0268-43-2149	maruko-cc@area.ueda.nagano.jp	上田市・東御市・長和町・青木村
8	湖北火葬場	岡谷市長地片間町1- 5-28	0266-22-2014	0266-22-2014	湖北行政事務組合	湖北行政事務組合(岡谷市役所市民環境課内)	4	7	7	394-8510	岡谷市幸町8番1号	0266-23-4811	0266-23-4817	shimin@city.okaya.lg.jp	岡谷市・下諏訪町
9	飯田市斎苑	飯田市今宮町4-548 1-1	0265-23-5863	0265-23-5864	飯田市役所	市民協働環境部環境課環境衛生係	3	7	-	395-8501	飯田市大久保町2534	0265-22-4511 (内5462)	0265-22-4673	ikankyou@city.iida.nagano.jp	
10	松川苑	須坂市大字日滝字丹波塚4476	026-245-2268	026-246-4054	須高行政事務組合	須高行政事務組合	3	7	8	382-0093	須坂市小山布田 2104-36	026-245-1173	026-245-1190	sukougyousei@stynet.home.n	須坂市・小布施町・高山村
11	佐久平斎場	佐久市長土呂875-1	0267-88-8321	0267-88-8322	佐久市役所	佐久広域連合	7	17	17	385-8501	佐久市中込3056	0267-62-7721	0267-62-2289	saijyou@areasaku.or.jp	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
12	伊那市営火葬場	伊那市山寺3014番地 2	0265-72-4749	0265-72-4749	伊那市役所	市民生活部生活環境課	4	7	16	396-8617	伊那市下新田3050	0265-78-4111	0265-73-4151	sei@city.ina.lg.jp	
13	長谷火葬場「精香斎苑」	伊那市長谷市野瀬25 17番地3	0265-98-3090		伊那市役所	市民生活部生活環境課	1	2	4	396-8617	伊那市下新田3050	0265-78-4111	0265-73-4151	sei@city.ina.lg.jp	
14	伊南行政組合伊南聖苑	駒ヶ根市赤穂14679 -1	0265-82-5985	0265-82-5991	伊南行政組合	伊南行政組合	3	5	5	399-4117	駒ヶ根市赤穂3230(昭和伊南総合病院内)	0265-82-8003	0265-82-8230	inanjimu@city.komagane.nagano.jp	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村
15	北アルプス広域葬祭場	大町市大町8293-1	0261-21-4131	0261-21-4132	北アルプス広域連合	北アルプス広域連合総務課総務係	3	6	9	398-0002	大町市大町1058-33 大北福祉会館内	0261-22-6764	0261-22-7011	kitaalps@kita-alps.omachi.nagano.jp	大町市・白馬村・小谷村(池田町・松川村)
16	みゆき野斎苑	飯山市大字飯山6027	0269-62-3042	0269-62-1977	岳北広域行政組合	岳北広域行政組合衛生管理係	2	5	8	389-2253	飯山市大字飯山3718	0269-62-2781	0269-62-2939	gp-miyukino@cd.wakwak.com	飯山市・木島平村・野沢温泉村

長野県内の火葬場一覧

令和5年4月1日現在

番号	I. 基本事項				II. 設置・運営		III. 火葬炉			IV. 設置主体住所等					V. 管轄市町村
	1. 名称	2. 火葬場所在地	3. 電話番号	4. FAX番号	5. 設置主体	6. 火葬場担当部署	7. 火葬炉数	8. 平時可能火葬数	9. 最大火葬可能数	10. 〒	11. 住所	12. 電話	13. FAX	14. Eメール	15. 市町村名
17	静香苑	茅野市宮川647-1	0266-72-5150	0266-72-5150	諏訪南行政事務組合	諏訪南行政事務組合(茅野市役所市民課内)	6	6	12	391-8501	茅野市塚原2-6-1	0266-72-2101内254	0266-82-0238	<a href="mailto:shimin@city.chino.lg.jp">shimin@city.chino.lg.jp</a>	茅野市・諏訪市・富士見町・原村
18	塩尻市斎場	塩尻市大字塩尻町1212	0263-52-4842	0263-52-4842	塩尻市役所	市民生活事業部生活環境課	3	5	6	399-0786	塩尻市大門七番町3番3号	0263-52-0744(内1112)	0263-54-7661	<a href="mailto:kankyo@city.shiojiri.lg.jp">kankyo@city.shiojiri.lg.jp</a>	
19	広域豊科葬祭センター	安曇野市豊科田沢7881-1	0263-72-5652	0263-72-9445	安曇野松筑広域環境施設組合	安曇野松筑広域環境施設組合	5	8	15	399-8203	安曇野市豊科田沢7881-1	0263-72-5652	0263-72-9445	<a href="mailto:info@a-kouiki.or.jp">info@a-kouiki.or.jp</a>	安曇野市・筑北村・麻績村・生坂村・山形村・松本市
20	下伊那北部火葬場「五稜の森」	下伊那郡高森町吉田2770番地1	0265-48-5190	0265-48-5196	下伊那北部総合事務組合	下伊那北部総合事務組合	2	2	5	399-3295	下伊那郡豊丘村大字神福3120(豊丘村役場内)	0265-35-1644	0260-35-9065	<a href="mailto:ichikumi@vill.nagano-tovooka.lg.jp">ichikumi@vill.nagano-tovooka.lg.jp</a>	松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村
21	阿南斎場	下伊那郡阿南町東條37	0260-22-3040		下伊那南部総合事務組合	下伊那南部総合事務組合	1	3	3	399-1511	阿南町東條58-1(阿南町役場内)	0260-22-4054	0260-22-2576	<a href="mailto:nansou@town.anan.nagano.jp">nansou@town.anan.nagano.jp</a>	阿南町・下條村・売木村・天龍村・泰阜村
22	西部衛生センター火葬場	下伊那郡阿智村智里496-5	0265-43-2389		下伊那郡西部衛生施設組合	下伊那郡西部衛生施設組合	1	3	3	395-0303	阿智村駒場483	0265-43-2220	0265-43-3940	<a href="mailto:kankyo@vill.achi.nagano.jp">kankyo@vill.achi.nagano.jp</a>	阿智村・平谷村
23	木曾葬斎センター緑聖苑	木曾郡上松町大字上松1085	0264-52-3139	0264-52-5130	木曾広域連合	環境センター	3	6	9	399-5690	上松町大字上松ヒケ畑2048	0264-52-2530	0264-52-5130	<a href="mailto:kankyou-c@kisoji.com">kankyou-c@kisoji.com</a>	上松町・木曾町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
24	池田松川葬祭センター	北安曇郡池田町大字池田3399番地1	0261-62-2490		池田松川施設組合	池田松川施設組合	2	4	6	399-8501	北安曇郡松川村5721-636	0261-62-6222	0261-62-6639	<a href="mailto:shinha-akira@vill.matsukawa.nagano.jp">shinha-akira@vill.matsukawa.nagano.jp</a>	池田町・松川村
25	葛尾組合(葛尾苑)	埴科郡坂城町大字中之条1850	0268-82-2349	0268-82-1204	葛尾組合	葛尾組合	3	6	6	389-0602	坂城町大字中之条1850	0268-82-2349	0268-82-1204	<a href="mailto:kumiai@katsurao.net">kumiai@katsurao.net</a>	
26	小川村火葬場	上水内郡小川村大字高府10231-1	026-269-2323	026-269-3578	小川村	小川村役場	1	2	4	381-3302	小川村大字高府8800-8(小川村役場内)	026-269-2323	026-269-3578	<a href="mailto:kankyo@vill.ogawa.nagano.jp">kankyo@vill.ogawa.nagano.jp</a>	小川村

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

[平成二十五年十月一日号外内閣府告示第二百二十九号]

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要

とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百五十三万円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百十円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百五十三万円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び

燃料等の経費として一人一日当たり千四百円以内とすること。

## 二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千八百円	二万二千九百円	三万三千七百元	四万四千元	五万二千二百円	七千五百円
冬季	二万九千四百円	三万八千円	五万三千円	六万二千元	七万八千元	一万七百元

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

## 二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十万六千円以内、小人十六万四千八百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十四万七千円以内とすること。

（学用品の給与）

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

（1） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委

員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千二百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万三千九百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
  - イ 飲料水の供給
  - ロ 医療の提供及び助産
  - ハ 被災者の捜索及び救出
  - ニ 死体の捜索及び処理
  - ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第二〇号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

## 2 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

### (安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

### (安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### (安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

### (安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第二条及び第三条
--	----------

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日 本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負 傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、 ～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んで下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 ～ の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。





様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本      その他(      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

[平成二十五年十月一日号外内閣府令第六十九号]

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

別記様式第一

収用第	号	公 用 令 書			
		氏名			
		住所			
				第81条第2項	
				第81条第4項	
				第188条におい	
				第188条におい	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
て準用する第81条第2項					
て準用する第81条第4項					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名					
印					
収用すべき物 資の種類	数 量	所在場所	引渡期日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

保管第	号			
公 用 令 書				
		氏名		
		住所		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第81条第3項 第81条第4項 第183条におい 第183条におい		
て準用する第81条第3項 て準用する第81条第4項 (理由)		の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
		年 月 日		
		処分権者 氏名		印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき 場所	保管すべき 期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律<sup>第82条</sup>  
第183条にお

いて準用する第82条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用  
する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第四

取消第	号	公	用	令	書
				氏名	
				住所	
					第81条第2項
					第81条第3項
					第81条第4項
					第82条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					第183条におい
					第183条におい
					第183条におい
					第183条におい
て準用する第81条第2項	の規定に基づく公用令書（	年	月	日	第
て準用する第81条第3項					
て準用する第81条第4項					
て準用する第82条					
号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の					
ための措置に関する法律施行令	第16条				
	第52条において準用する第16条				
の規定によ					
り、これを交付する。					
(取り消した処分の内容)					
	年	月	日		
				処分権者 氏名	印

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

# 長野県広域火葬計画

長野県健康福祉部食品・生活衛生課

# 【 目次 】

## 長野県広域火葬計画

第1	総則	
1	目的	1
2	定義	1
3	基本方針	1
4	県、市町村及び火葬場設置者の役割	1
第2	平常時における対応	
1	火葬場及び連絡担当部局等の把握	1
2	広域火葬実施体制の整備	1
3	資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等	2
4	情報伝達手段等の整備	2
5	訓練等	2
第3	災害発生時における対応	
1	広域火葬の実施体制	2
2	被災状況の把握及び報告	2
3	広域火葬の応援要請	3
4	応援火葬場の調整	3
5	火葬要員の派遣要請等	3
6	遺体の保存及び搬送	3
7	相談窓口の設置	4
8	火葬に係る特例的取扱い	4
9	引き取り者のいない焼骨の保管	4
10	火葬状況の報告	4
11	広域火葬の終了	4
第4	大規模な疾病の流行等への準拠	5
第5	他の協定等との関係	5
様式第1号	火葬場被害(復旧見込)状況報告(第報)	6
様式第2号	広域火葬応援要請書(第報)	7
様式第3号	広域火葬協力依頼書(第報)	8
様式第4号	広域火葬応援協力回答書	9
様式第5号	応援火葬場割振通知書(依頼市町村用)	10
様式第6号	応援火葬場割振通知書(応援火葬場用)	11
様式第5号	第6号別紙	12
様式第7号	火葬要員及び燃料・資機材の手配要請書	13
様式第8号	遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書	14
様式第9号	広域火葬受入実績日報(応援火葬場用)	15
様式第10号	広域火葬要請実績報告書(依頼市町村用)	16
様式第11号	広域火葬受入実績報告書(応援火葬場用)	17

## 資 料

- 1 市町村連絡調整担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 火葬場連絡調整部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 県庁・保健所担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 4 広域火葬計画に基づく連携イメージ・・・・・・・・・・22
- 5 災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー・・・23

# 長野県広域火葬計画

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、長野県地域防災計画に基づき、大規模災害（以下「災害」という。）発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

### 2 定義

この計画において「広域火葬」とは、災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう遺体の取扱いに配慮して行動することを基本とし、この計画に基づき広域火葬を実施する。

### 4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、必要な情報を提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び他都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、円滑に広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

## 第2 平常時における対応

### 1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項について定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報提供を行うものとする。

- (1) 県内及び近隣都県（本県と広域火葬応援に係る協定等を締結する都県をいう。以下同じ。）内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先その他必要な事項

### 2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

### 3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

#### ア 資機材等の確保

- ・棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

#### イ 協定等の締結

災害発生時における資機材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

#### ウ 緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

#### ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料、資機材及び火葬要員の確保

#### イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

(3) 県は、必要に応じて、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

### 4 情報伝達手順等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

### 5 訓練等

県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

## 第3 災害発生時における対応

### 1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合、健康福祉部食品・生活衛生課に広域火葬のための組織を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

### 2 被災状況の把握及び報告

(1) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数を把握するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)

(3) 県は、被害状況をとりまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

### 3 広域火葬の応援要請

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。
- (2) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対して速やかに広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)
- (3) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、必要と認めた時は、広域火葬の実施を決定し、被災していない県内火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援要請を行うとともに、厚生労働省に報告するものとする。(様式第3号)
- (4) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県への応援要請を行うものとする。
- (5) 県から広域火葬の応援要請を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式第4号)
- (6) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は厚生労働省から広域火葬の応援要請があった場合は、(3)及び(5)を準用し、対応するものとする。

### 4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき被災市町村ごとに応援火葬場を割り振り、被災市町村に通知するとともに、協力の承諾のあった火葬場設置者、近隣都県等に通知するものとする。(様式第5号・別紙、様式第6号・別紙)
- (2) 被災市町村は、県から火葬場の割り振りの通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
  - ア 県からの通知に基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行うこと
  - イ 応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について調整すること
  - ウ 遺族に対し、アの規定に基づき当該市町村が割り振りを行った火葬場に遺体を搬送することについて同意を得るよう努めること

### 5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。

(様式第7号)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

また、県は、燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に協力を依頼するものとする。

### 6 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の設置、遺体保存のために必要な資機材及び作業要員の確保など、遺体の取扱いに関する必要な措置を講ずるものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は、緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)

(4) 県は、前記(1)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保などについて、被災市町村から支援要請があったときは、関係事業者及び関係団体に協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体に協力を依頼するものとする。

## 7 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

## 8 火葬に係る特例的取扱い

(1) 被災市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた特例的扱いについて県に協議するものとする。

(2) 県は、市町村等から前記(1)の協議を受けた場合は、直ちに厚生労働省に承認を求め、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

## 9 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所等を設け保管するものとする。

## 10 火葬状況の報告

(1) 広域火葬の応援を行った火葬場設置者は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。(様式第9号)

(2) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

## 11 広域火葬の終了

(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、県へその旨を連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し、広域火葬の終了が適当と認める時は広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び近隣都県並びに厚生労働省に連絡するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した被災市町村は、依頼実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

(4) 広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 大規模な疾病の流行等への準拠

大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合においては、この計画の第1から第3までに定めるところにより対応するものとする。

第5 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この計画は、平成27年12月8日から適用する。

**災害緊急**

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )火葬場設置者

**火葬場被害(復旧見込)状況報告(第 報)**

年 月 日に発生した災害等( )による被災状況等を報告します。

火葬場名称		
点 検 日 時	月 日 時	
被災状況	火葬炉本体	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(程度: )
	火葬炉付帯設備	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(程度: )
	建屋	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(程度: )
	進入路	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(程度: )
	その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(程度: )
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし	(最大火葬数: 体/日)
	<input type="checkbox"/> 一部稼働	(最大火葬数: 体/日)
	復旧見込	通常稼働: 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 不能	
	復旧見込	一部稼働: 年 月 日 通常稼働: 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 不明	
その他	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり( )
	職員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり( )
	復旧時の応援の必要性 (内容: )	
連絡担当者	担当課・係名	
	職 氏 名	
	電 話	(内 線 )
	F A X	
	E - m a i l	

連絡先:長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

**災害緊急**

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )市・町・村長

**広域火葬応援要請書 (第 報)**

災害等( )により、多数の死亡者が発生したため、広域火葬について応援を要請します。

災害発生場所		<input type="checkbox"/> 市町村全域 <input type="checkbox"/> 一部地域( )			
死亡者数 (災害以外の死亡を含む)		月 日 現在	死亡者 内 訳	大人:	人
		人		小人:	人
		(前報比増減数 人)		胎児:	人
				不明:	人
火葬 要 請 事 項	遺体数 (災害以外の死亡を含む。)	月 日 現在	遺体数 内 訳	大人:	体
		広域火葬応援要請遺体数		小人:	体
		体		胎児:	体
		(前報比増減数 体)		不明:	体
その他の事項					
市町村連絡担当者		担当課・係名			
		職 氏 名			
		電 話	(内 線 )		
		F A X			
		E - m a i l			

注) 小人は、12才未満の子供とする。

連絡先: 長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

火葬場設置者 様

長野県災害対策本部長  
(健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

広域火葬協力依頼書(第 報)

年 月 日に発生した災害等( )により、次の市・町・村内において多数の死亡者が発生し広域火葬を実施することとしましたのでご協力願います。  
つきましては、貴火葬場において可能な協力内容についてご回答願います。

火葬応援を要する被災市町村名					
死亡者数 (災害以外の死亡を含む)	月 日 現在  人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内 訳	大人:	人	
			小人:	人	
			胎児:	人	
			不明:	人	
火葬応援 遺体数 (災害以外の死亡を含む。)	月 日 時 分現在  人 (前報比増減数 体)	遺体数 内 訳	大人:	体	
			小人:	体	
			胎児:	体	
			不明:	体	
依頼事項	火葬要員数 人 内 訳				

注) 小人は、12才未満の子供とする。

連絡先: 長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

**災害緊急**

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )火葬場設置者

**広域火葬応援協力回答書**

年 月 日付け(第 報)で依頼のありました広域火葬応援依頼について、次のとおり回答します。

火葬応援の可否	可能 ・ 不可能 (今後の受入れの可能性: )									
火葬場名					所在地					
受入可能 遺体数等	月 日( )	午前	時 ~	時	体	午後	時 ~	時	体	
	月 日( )	午前	時 ~	時	体	午後	時 ~	時	体	
	月 日( )	午前	時 ~	時	体	午後	時 ~	時	体	
	月 日( )	午前	時 ~	時	体	午後	時 ~	時	体	
	月 日( )	午前	時 ~	時	体	午後	時 ~	時	体	
	上記の月日以降の火葬受入					<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
	火葬要員派遣					<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
	その他の応援可能内容									
	その他火葬受入に当たっての条件等									
連絡担当者	担当課・係名									
	職氏名									
	電 話		(内線 )							
	F A X									
	E - mail									

連絡先:長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

( )市・町・村長 様

長野県災害対策本部長  
(健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

## 応援火葬場割振通知書(依頼市町村用)

年 月 日付け(第 報)で要請のありました広域火葬について、別添のとおり  
 応援火葬場を割り振りましたので通知します。

詳細については、当該火葬場設置者と直接協議・調整を行い、円滑な火葬の実施をお願いします。

添付資料: 応援火葬場割振表 枚 (No. ~ )  
 ( 年 月 日現在)

連絡担当者	担当部課係	長野県健康福祉部食品・生活衛生課 生活衛生係
	職氏名	
	電話番号	026-235-7153(直通)
	F A X	026-232-7288
	E-mail	shokusei@pref.nagano.lg.jp

災害緊急

年 月 日

( )火葬場  
設置者 様

長野県災害対策本部長  
(健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

応援火葬場割振通知書(応援火葬場用)

年 月 日付けの広域火葬協力回答書に基づき、別添のとおり割り振りましたので  
ご協力をお願いします。  
詳細については、別途被災市町村と直接協議・調整を行い、円滑な火葬の実施をお願いします。

添付資料: 応援火葬場割振表 枚 (No. ~ )

連絡担当者	担当部課係	長野県健康福祉部食品・生活衛生課 生活衛生係
	職氏名	
	電話番号	026-235-7153(直通)
	F A X	026-232-7288
	E-mail	shokusei@pref.nagano.lg.jp

災害緊急

応援火葬場割振表

要請市・町・村名	担当部課・担当者及び電話、FAX	協力火葬場名及び所在地	担当部課・担当者及び電話、FAX	受諾する火葬場の状況						
				火葬実施可能日時及び遺体数 (午前・午後の対応の場合は、2段書き)			左記月日以降の受入	火葬要員の派遣	その他応援可能内容	
1	電話 FAX e-mail		電話 FAX e-mail	月 日 時 ~ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
2	電話 FAX e-mail		電話 FAX e-mail	月 日 時 ~ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
3	電話 FAX e-mail		電話 FAX e-mail	月 日 時 ~ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
4	電話 FAX e-mail		電話 FAX e-mail	月 日 時 ~ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
5	電話 FAX e-mail		電話 FAX e-mail	月 日 時 ~ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						
				月 日 時 ~ 時 体						

12

災害緊急

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )火葬場設置者

**火葬要員及び燃料・資機材の手配要請書**

このことについて、下記のとおり火葬要員(燃料・資機材)の手配を要請します。

火葬場名称及び所在地	
炉メーカー名	

1. 火葬要員派遣要請の内容

派遣要請 要員数	月 日( )	午前 時 ~ 時 人	午後 時 ~ 時 人
	月 日( )	午前 時 ~ 時 人	午後 時 ~ 時 人
	月 日( )	午前 時 ~ 時 人	午後 時 ~ 時 人
	月 日( )	午前 時 ~ 時 人	午後 時 ~ 時 人
	月 日( )	午前 時 ~ 時 人	午後 時 ~ 時 人
	月 日( )	午前 時 ~ 時 人	午後 時 ~ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のため <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の職務内容			

2. 必要な燃料・資機材の内訳

品名・品目	数量	備考(期限及び搬入場所等)

火葬場連絡担当者	担当課・係名	
	職 氏 名	
	電 話	( 内 線 )
	F A X	
	E - m a i l	

連絡先: 長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

**災害緊急**

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )市・町・村長

**遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書**

このことについて、次のとおり手配を要請します。

1 必要とする遺体保存用資機材の内容

品名・品目	数量	備考(期限及び搬入場所等)

2 必要とする遺体搬送応援の内容

遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内訳
遺体安置所名称及び所在地	体	大人: 体
搬送先名称・所在地		小人: 体
		胎児: 体
		不明: 体
遺体安置所名称及び所在地	体	大人: 体
搬送先名称・所在地		小人: 体
		胎児: 体
		不明: 体
遺体安置所名称及び所在地	体	大人: 体
搬送先名称・所在地		小人: 体
		胎児: 体
		不明: 体

市町村 連絡担当者	担当課・係名	
	職 氏 名	
	電 話	(内 線 )
	F A X	
	E - m a i l	

連絡先: 長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

**災害緊急**

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )火葬場設置者

**広域火葬受入実績日報(応援火葬場用)**

被災市町村から搬入された遺体の 年 月 日の火葬実績は、次のとおりです。

火 葬 場 名					
所 在 地					
火葬要請被災市町村名					
火 葬 実 績	死 亡 原 因 内 訳	災 害	体  (累計: 体)	内 訳	大人 体 (累計: 体)
					小人 体 (累計: 体)
					胎児 体 (累計: 体)
	内 訳	災害以外	体  (累計: 体)	内 訳	大人 体 (累計: 体)
小人 体 (累計: 体)					
胎児 体 (累計: 体)					
績	総 計		体  (累計: 体)	内 訳	大人 体 (累計: 体)
					小人 体 (累計: 体)
					胎児 体 (累計: 体)
その 他 応 援 事 項					
火葬場事務局 報告担当者		職 氏 名			
		電 話	(内 線 )		
		F A X			
		E - m a i l			

注) 依頼を受けた被災市町村ごとに作成する。  
 小人は、12才未満の子供とする。  
 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については「災害等による死亡」として計上すること。

連絡先: 長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

**災害緊急**

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )市・町・村長

**広域火葬要請実績報告書(依頼市町村用)**

当市・町・村から応援火葬場への火葬要請実績は、次のとおりです。

応援依頼火葬場名		所在地		内 訳					
火葬要請実績	月 日(曜日)	依頼遺体数(体)	災害による死亡(体)			災害以外の死亡(体)			
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
		月 日( )							
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	合 計								
その他									
市・町・村 担当者	担当課・係名								
	職 氏 名								
	電 話	(内 線 )							
	F A X								
	E - m a i l								

注) 応援依頼した火葬場ごとに作成する。

小人は、12才未満の子供とする。

死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

連絡先: 長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

災害緊急

年 月 日

長野県災害対策本部長 様  
 (健康福祉部食品・生活衛生課扱い)

( )火葬場設置者

広域火葬受入実績報告書(応援火葬場用)

被災市町村から搬入された遺体の火葬実績は、次のとおりです。

火葬要請被災市町村名								
火 葬 実 績	月 日・曜日	依頼遺体数(体)	内 訳					
			災害による死亡(体)			災害以外の死亡(体)		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日( )							
	月 日( )							
	月 日( )							
	月 日( )							
	月 日( )							
	月 日( )							
	月 日( )							
	月 日( )							
	月 日( )							
	合 計							
そ の 他	上記以降の被災市町村からの遺体搬入予定見込 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 調整中(状況: )							
	被災火葬場への要員派遣人数				延 日、 延 人			
	その他							
火葬場報 告担当者	職 氏 名							
	電 話		(内 線 )					
	F A X							
	E - mail							

注) 依頼を受けた被災市町村ごとに作成する。  
 小人は、12才未満の子供とする。  
 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

連絡先: 長野県健康福祉部食品・生活衛生課 電話026-235-7153 FAX 026-232-7288  
 E-mail:shokusei@pref.nagano.lg.jp

「広域火葬計画」所管部署一覽

資料

圏域	市町村	担当課	担当係	電話	FAX	メールアドレス
佐久	小諸市	市民課	市民係	0267-22-1700 (内2114)	0267-22-8900	<a href="mailto:shimin@city.komoro.nagano.jp">shimin@city.komoro.nagano.jp</a>
	佐久市	環境政策課	環境政策係	0267-62-2917	0267-62-2289	<a href="mailto:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp">kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp</a>
	小海町	町民課	保健係	0267-92-2525 (内152)	0267-92-4335	<a href="mailto:koumi@koumi-town.jp">koumi@koumi-town.jp</a>
	川上村	総務課	行政住民係	0267-97-2121 (内103・108)	0267-97-2125	<a href="mailto:jyumin@vill.kawakami.nagano.jp">jyumin@vill.kawakami.nagano.jp</a>
	南牧村	住民課		0267-96-2211 (内66)	0267-96-2158	<a href="mailto:koseki@vill.minamimaki.nagano.jp">koseki@vill.minamimaki.nagano.jp</a>
	南相木村	住民課		0267-78-2121	0267-78-2139	<a href="mailto:jyuumin@vill.minamiaiki.nagano.jp">jyuumin@vill.minamiaiki.nagano.jp</a>
	北相木村	住民福祉課		0267-77-2111	0267-77-2879	<a href="mailto:jyuuminhukusi@vill.kitaaiiki.nagano.jp">jyuuminhukusi@vill.kitaaiiki.nagano.jp</a>
	佐久穂町	住民税務課	生活環境係	0267-86-2552	0267-86-4935	<a href="mailto:seikatukankyou@town.sakuho.nagano.jp">seikatukankyou@town.sakuho.nagano.jp</a>
	軽井沢町	住民課	戸籍係	0267-45-8540	0267-46-3165	<a href="mailto:juumin@town.karuizawa.nagano.jp">juumin@town.karuizawa.nagano.jp</a>
	御代田町	町民課	住民係	0267-32-3111 (内72)	0267-32-3929	<a href="mailto:mivota@town.mivota.nagano.jp">mivota@town.mivota.nagano.jp</a>
	立科町	町民課	環境保健係	0267-56-2311 (内223)	0267-56-2310	<a href="mailto:t-kankyou@town.tateshina.lg.jp">t-kankyou@town.tateshina.lg.jp</a>
上田	上田市	生活環境課	環境保全係	0268-23-5120	0268-22-4127	<a href="mailto:seikan@city.ueda.nagano.jp">seikan@city.ueda.nagano.jp</a>
	東御市	市民課	市民係	0268-75-2007	0268-63-6908	<a href="mailto:shimin@city.tomi.nagano.jp">shimin@city.tomi.nagano.jp</a>
	長和町	町民福祉課	生活環境係	0268-68-3111 (内136)	0268-68-4011	<a href="mailto:kankyo@town.nagawa.nagano.jp">kankyo@town.nagawa.nagano.jp</a>
	青木村	住民福祉課	保健衛生係	0268-49-1111 (内139)	0268-49-3670	<a href="mailto:kokuh@vill.aoki.nagano.jp">kokuh@vill.aoki.nagano.jp</a>
諏訪	岡谷市	市民生活課		0266-23-4811	0266-23-4817	<a href="mailto:shimin@city.okaya.lg.jp">shimin@city.okaya.lg.jp</a>
	諏訪市	市民課	市民係	0266-52-4141 (内111)	0266-52-4115	<a href="mailto:shimin@city.suwa.lg.jp">shimin@city.suwa.lg.jp</a>
	茅野市	市民課	市民係	0266-72-2101 (内254)	0266-82-0238	<a href="mailto:shimin@city.chino.lg.jp">shimin@city.chino.lg.jp</a>
	下諏訪町	住民環境課	総合窓口係	0266-27-1111 (内135)	0266-28-9936	<a href="mailto:sougou@town.shimosuwa.lg.jp">sougou@town.shimosuwa.lg.jp</a>
	富士見町	建設課	生活環境係	0266-62-9114	0266-62-4481	<a href="mailto:kensetsu@town.fujimi.lg.jp">kensetsu@town.fujimi.lg.jp</a>
	原村	建設水道課	環境係	0266-79-7933	0266-79-5504	<a href="mailto:kankyo-c@vill.hara.nagano.jp">kankyo-c@vill.hara.nagano.jp</a>
伊那	伊那市	生活環境課	環境衛生係	0265-78-4111 (内2213)	0265-74-1260	<a href="mailto:sei@inacity.jp">sei@inacity.jp</a>
	駒ヶ根市	環境課	生活環境係	0265-83-2111 (内542)	0265-83-4348	<a href="mailto:kankyo@city.komagane.nagano.jp">kankyo@city.komagane.nagano.jp</a>
	辰野町	住民税務課	生活環境係	0266-41-1111 (内2114)	0266-41-0575	<a href="mailto:ch-seikatu@town.tatsuno.nagano.jp">ch-seikatu@town.tatsuno.nagano.jp</a>
	箕輪町	住民環境課	住民係	0265-79-3111 (内131)	0265-70-9280	<a href="mailto:jukan@town.minowa.nagano.jp">jukan@town.minowa.nagano.jp</a>
	飯島町	住民税務課	生活環境係	0265-86-3111 (内157)	0265-86-2225	<a href="mailto:jyuumin@town.iiiima.lg.jp">jyuumin@town.iiiima.lg.jp</a>
	南箕輪村	住民福祉課	生活環境係	0265-72-2106	0265-73-9799	<a href="mailto:seikatsu-c@vill.minamiminowa.nagano.jp">seikatsu-c@vill.minamiminowa.nagano.jp</a>
	中川村	住民税務課	住民係	0265-88-3001 (内43・44)	0265-88-3890	<a href="mailto:regist@vill.nagano-nakagawa.lg.jp">regist@vill.nagano-nakagawa.lg.jp</a>
	宮田村	住民課	住民係	0265-85-3183	0265-85-4725	<a href="mailto:jumin@vill.miyada.nagano.jp">jumin@vill.miyada.nagano.jp</a>
飯田	飯田市	環境課	環境衛生係	0265-22-4511 (内5241)	0265-22-4673	<a href="mailto:ikankyou@city.iida.nagano.jp">ikankyou@city.iida.nagano.jp</a>
	松川町	環境水道課	環境係	0265-36-7026	0265-36-5091	<a href="mailto:kankyou@matsukawa-town.jp">kankyou@matsukawa-town.jp</a>
	高森町	健康福祉課		0265-35-9412	0265-35-6854	<a href="mailto:kenkou@town.takamori.nagano.jp">kenkou@town.takamori.nagano.jp</a>
	阿南町	総務課		0260-22-4054	0260-22-2576	<a href="mailto:soumu@town.anan.nagano.jp">soumu@town.anan.nagano.jp</a>
	阿智村	生活環境課	廃棄物対策係	0265-43-2220 (内251)	0265-43-3940	<a href="mailto:kankyo@vill.achi.nagano.jp">kankyo@vill.achi.nagano.jp</a>
	平谷村	住民課		0265-48-2211	0265-48-2212	<a href="mailto:juumin@vill.hiraya.nagano.jp">juumin@vill.hiraya.nagano.jp</a>
	根羽村	住民課		0265-49-2111 (内32)	0265-49-2277	<a href="mailto:juumin4102@nebamura.jp">juumin4102@nebamura.jp</a>
	下條村	振興課	建設係	0260-27-2311 (内110)	0260-27-3536	<a href="mailto:sikensetu@vill-shimojo.jp">sikensetu@vill-shimojo.jp</a>
	売木村	住民課		0260-28-2311	0260-28-2135	<a href="mailto:jumin@urugi.jp">jumin@urugi.jp</a>

圏域	市町村	担当課	担当係	電話	FAX	メールアドレス
飯田	天龍村	住民課	国保環境衛生係	0260-32-2001 (内126)	0260-32-2525	<a href="mailto:seikan@vill-tenryu.jp">seikan@vill-tenryu.jp</a>
	泰阜村	住民課	住民環境係	0260-26-2111	0260-26-2855	<a href="mailto:jumin@vill.yasuoka.lg.jp">jumin@vill.yasuoka.lg.jp</a>
	喬木村	住民窓口課	住民環境係	0265-33-5127	0265-33-3679	<a href="mailto:kankyou@vill.takagi.nagano.jp">kankyou@vill.takagi.nagano.jp</a>
	豊丘村	環境課	環境係	0265-35-9057	0265-35-9065	<a href="mailto:kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp">kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp</a>
	大鹿村	住民税務課		0265-39-2001 (内231)	0265-39-2269	<a href="mailto:jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp">jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp</a>
木曾	木曾町	町民課	住民係	0264-22-4281	0264-24-3601	<a href="mailto:jumin@town-kiso.net">jumin@town-kiso.net</a>
	上松町	住民福祉課	住民係	0264-52-4802	0264-52-2150	<a href="mailto:jyumin@town.agematsu.nagano.jp">jyumin@town.agematsu.nagano.jp</a>
	南木曾町	住民課	住民係	0264-57-2001 (内32)	0264-57-2270	<a href="mailto:jumin@town.nagiso.nagano.jp">jumin@town.nagiso.nagano.jp</a>
	木祖村	住民福祉課	戸籍係	0264-36-2001 (内172)	0264-36-3344	<a href="mailto:juumin@kisomura.com">juumin@kisomura.com</a>
	王滝村	経済産業課	環境保全係	0264-48-2001	0264-48-2172	<a href="mailto:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp">seikatsu@vill.otaki.nagano.jp</a>
	大桑村	住民課	防災環境係	0264-55-3080 (内42)	0264-55-4134	<a href="mailto:kankyo@vill.okuwa.nagano.jp">kankyo@vill.okuwa.nagano.jp</a>
松本	松本市	市民相談課		0263-33-0001	0263-36-6839	<a href="mailto:seikatu@city.matsumoto.nagano.jp">seikatu@city.matsumoto.nagano.jp</a>
	塩尻市	生活環境課	環境対策係	0263-52-0280 (内1112)	0263-54-7661	<a href="mailto:kankyo@city.shioiri.lg.jp">kankyo@city.shioiri.lg.jp</a>
	安曇野市	環境課	環境保全担当	0263-71-2491	0263-72-3176	<a href="mailto:kankyou@city.azumino.nagano.jp">kankyou@city.azumino.nagano.jp</a>
	麻績村	住民課	住民係	0263-67-4854	0263-67-3094	<a href="mailto:omijumin@vill.omi.nagano.jp">omijumin@vill.omi.nagano.jp</a>
	生坂村	住民課		0263-69-3113	0263-69-3115	<a href="mailto:jumin@vill.ikusaka.nagano.jp">jumin@vill.ikusaka.nagano.jp</a>
	山形村	住民課		0263-98-3112	0263-98-3078	<a href="mailto:jyumin@vill.vamagata.nagano.jp">jyumin@vill.vamagata.nagano.jp</a>
	朝日村	生活環境課		0263-59-2812	0263-59-2814	<a href="mailto:pureline@vill.asahi.nagano.jp">pureline@vill.asahi.nagano.jp</a>
	筑北村	住民福祉課		0263-66-2111 (内2020)	0263-66-3370	<a href="mailto:jyumin@vill.chikuhoku.lg.jp">jyumin@vill.chikuhoku.lg.jp</a>
大町	大町市	生活環境課	環境衛生係	0261-22-0420 (内461.462)	0261-21-1322	<a href="mailto:seikatsu@city.omachi.nagano.jp">seikatsu@city.omachi.nagano.jp</a>
	池田町	住民課	生活環境係	0261-62-2203	0261-62-9404	<a href="mailto:kankyo@town.ikedata.nagano.jp">kankyo@town.ikedata.nagano.jp</a>
	松川村	住民課	住民係	0261-62-3112	0261-62-9405	<a href="mailto:jyumin@vill.matsukawa.nagano.jp">jyumin@vill.matsukawa.nagano.jp</a>
	白馬村	住民課		0261-85-0715	0261-72-7001	<a href="mailto:jumin@vill.hakuba.lg.jp">jumin@vill.hakuba.lg.jp</a>
	小谷村	住民福祉課	住民係	0261-82-2581	0261-82-2232	<a href="mailto:zyumin@vill.otari.nagano.jp">zyumin@vill.otari.nagano.jp</a>
長野	長野市	戸籍・住民記録課	斎場対策室	026-224-7193	026-226-5831	<a href="mailto:koseki@city.nagano.lg.jp">koseki@city.nagano.lg.jp</a>
	須坂市	生活環境課	環境創出係	026-248-9019	026-251-2459	<a href="mailto:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp">s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp</a>
	千曲市	市民課		026-273-1111 (内5433)	026-272-6739	<a href="mailto:simin@city.chikuma.nagano.jp">simin@city.chikuma.nagano.jp</a>
	坂城町	住民環境課	環境保全係	0268-82-3111 (内125)	0268-82-8307	<a href="mailto:juumin@town.sakaki.nagano.jp">juumin@town.sakaki.nagano.jp</a>
	小布施町	健康福祉課	住民係	026-214-9109	026-247-3113	<a href="mailto:jumin@town.obuse.nagano.jp">jumin@town.obuse.nagano.jp</a>
	高山村	村民生活課	生活環境係	026-214-9267	026-248-0066	<a href="mailto:sonmin@vill.takayama.nagano.jp">sonmin@vill.takayama.nagano.jp</a>
	信濃町	住民福祉課	環境係	026-255-5924	026-255-6207	<a href="mailto:kankyou@town.shinanomachi.nagano.jp">kankyou@town.shinanomachi.nagano.jp</a>
	飯綱町	住民環境課	生活環境係	026-253-4762	026-253-6887	<a href="mailto:seikan@town.iizuna.nagano.jp">seikan@town.iizuna.nagano.jp</a>
	小川村	住民福祉課	住民係	026-269-2323	026-269-3578	<a href="mailto:juumin@vill.ogawa.nagano.jp">juumin@vill.ogawa.nagano.jp</a>
北信	中野市	環境課	衛生係	0269-22-2111 (内458)	0269-22-5923	<a href="mailto:kankyo@city.nakano.nagano.jp">kankyo@city.nakano.nagano.jp</a>
	飯山市	市民環境課		0269-62-3111 (内191)	0269-62-3127	<a href="mailto:shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp">shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp</a>
	山ノ内町	健康福祉課	住民環境係	0269-33-3116	0269-33-1104	<a href="mailto:jumin@town.yamanouchi.nagano.jp">jumin@town.yamanouchi.nagano.jp</a>
	木島平村	民生課	生活環境室	0269-82-3111 (内122)	0269-82-4121	<a href="mailto:jumin@kijimadaira.jp">jumin@kijimadaira.jp</a>
	野沢温泉村	民生課	住民係	0269-85-3112	0269-85-4760	<a href="mailto:jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp">jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp</a>
	栄村	住民福祉課	生活福祉係	0269-87-3114	0269-87-3083	<a href="mailto:minsei@vill.sakae.nagano.jp">minsei@vill.sakae.nagano.jp</a>

◎火葬場連絡調整部署

圏域	火葬場設置者			火葬場管理運営者			[応援火葬]連絡調整部署	
	部署名	電話	FAX	施設名	電話	FAX	担当部署	メールアドレス
佐久	佐久広域連合	0267-62-7721	0267-62-7727	高峯苑	0267-22-1131	0267-22-1131	設置者	sakukouiki@areasaku.or.jp
				豊里苑	0267-92-2197	0267-92-2197		
上田	上田地域広域連合(清浄園)	0268-22-2339	0268-23-4100	大星斎場	0268-22-0983	0268-24-0983	設置者	seijoen@area.ueda.nagano.jp
	// (丸子クリーンセンター)	0268-43-2131	0268-43-2149	依田窪斎場	0268-42-4851	0268-42-4909		maruko-cc@area.ueda.nagano.jp
諏訪	諏訪南行政事務組合(茅野市役所市民課市民係)	0266-72-2101(内254)	0266-82-0238	静香苑	0266-72-5150	0266-72-5150	設置者	shimin@city.chino.lg.jp
	湖北行政事務組合(岡谷市役所市民生活課)	0266-23-4811	0266-23-4817	湖風苑	0266-22-2014		設置者	shimin@city.okaya.lg.jp
伊那	伊那市(生活環境課)	0265-78-4111	0265-74-1260	伊那市営火葬場 長谷火葬場「精香斎場」	0265-72-4749	0265-72-4749	設置者	sei@inacity.jp
	伊南行政組合	0265-82-8003	0265-82-8230	伊南聖苑	0265-82-5985	0265-82-5991	設置者	inanjimu@city.komagane.nagano.jp
飯田	飯田市	0265-22-4511(内5241)	0265-22-4673	飯田市斎場	0265-23-5863	0265-23-5864	設置者	ikankyou@city.iida.nagano.jp
	下伊那北部総合事務組合	0265-35-1644	0260-35-9065	下伊那北部火葬場「五稜の森」	0265-48-5190	0265-48-5196	設置者	ichikumi@vill.nagano-toyooka.lg.jp
	下伊那南部総合事務組合事務局	0260-22-4054	0260-22-2576	阿南斎場	0260-22-3040		設置者	nansou@town.anan.nagano.jp
	下伊那郡西部衛生施設組合(阿智村)	0265-43-2220	0265-43-3940	西部衛生センター火葬場	0265-45-1280	0265-45-1281	設置者	kankyo@vill.achi.nagano.jp
木曾	木曾広域連合環境センター	0264-52-2530	0264-52-5130	木曾葬斎センター緑聖苑	0264-52-3139 取次(直通なし)	0264-52-5130	設置者	kankyou-c@kisoji.com
松本	松本市	0263-33-0001	0263-86-6839	松本市営葬祭センター	0263-32-1356	0263-32-1123	設置者	seikatu@city.matsumoto.nagano.jp
	塩尻市(生活環境課環境対策係)	0263-52-0280(内1112)	0263-54-7661	塩尻市斎場	0263-52-4842	0263-52-4842	設置者	kankyo@city.shiojiri.lg.jp
	安曇野松筑広域環境施設組合	0263-72-5652	0263-72-9445	広域豊科葬祭センター	0263-72-5652	0263-72-9445	運営者	info@a-kouiki.or.jp
大町	池田松川施設組合	0261-62-6222	0261-62-6639	池田松川葬祭センター	0261-62-6222	0261-62-6639	設置者	miyazawa-daisuke@vill.matsukawa.nagano.jp
	北アルプス広域連合総務課	0261-22-6764	0261-22-7011	北アルプス広域葬祭場	0261-21-4131	0261-21-4132	設置者	kitaalps@kita-alps.omachi.nagano.jp
長野	長野市(戸籍・住民記録課斎場対策室)	026-224-7193	026-226-5831	長野市大峰斎場	026-232-4241	026-232-4251	設置者	koseki@city.nagano.lg.jp
				長野市松代斎場	026-278-6600	026-278-6600		
	北信保健衛生施設組合事務局	0269-38-5060	0269-38-5061	北信保健衛生施設組合斎場	026-257-2354	026-257-2354	設置者	j-hokuei@bz01.plala.or.jp
	須高行政事務組合	026-245-1173	026-245-1190	松川苑	026-245-2268	026-246-4054	設置者	sukou@bz01.plala.or.jp
	葛尾組合	0268-82-2349	0268-82-1204	葛尾組合火葬施設(通称)葛尾苑	0268-82-2349	0268-82-1204	設置者	kumiai@katsurao.net
	小川村(住民福祉課)	026-269-2323	026-269-3578	小川村火葬場	026-269-2323	026-269-3578	設置者	kankyo@vill.ogawa.nagano.jp
北信	岳北広域行政組合衛生管理係	0269-62-2781	0269-62-2939	みゆき野斎苑	0269-62-3042	0269-62-1977	運営者	gp-miyukino@cd.wakwak.com

(計22設置者)

(計26施設)

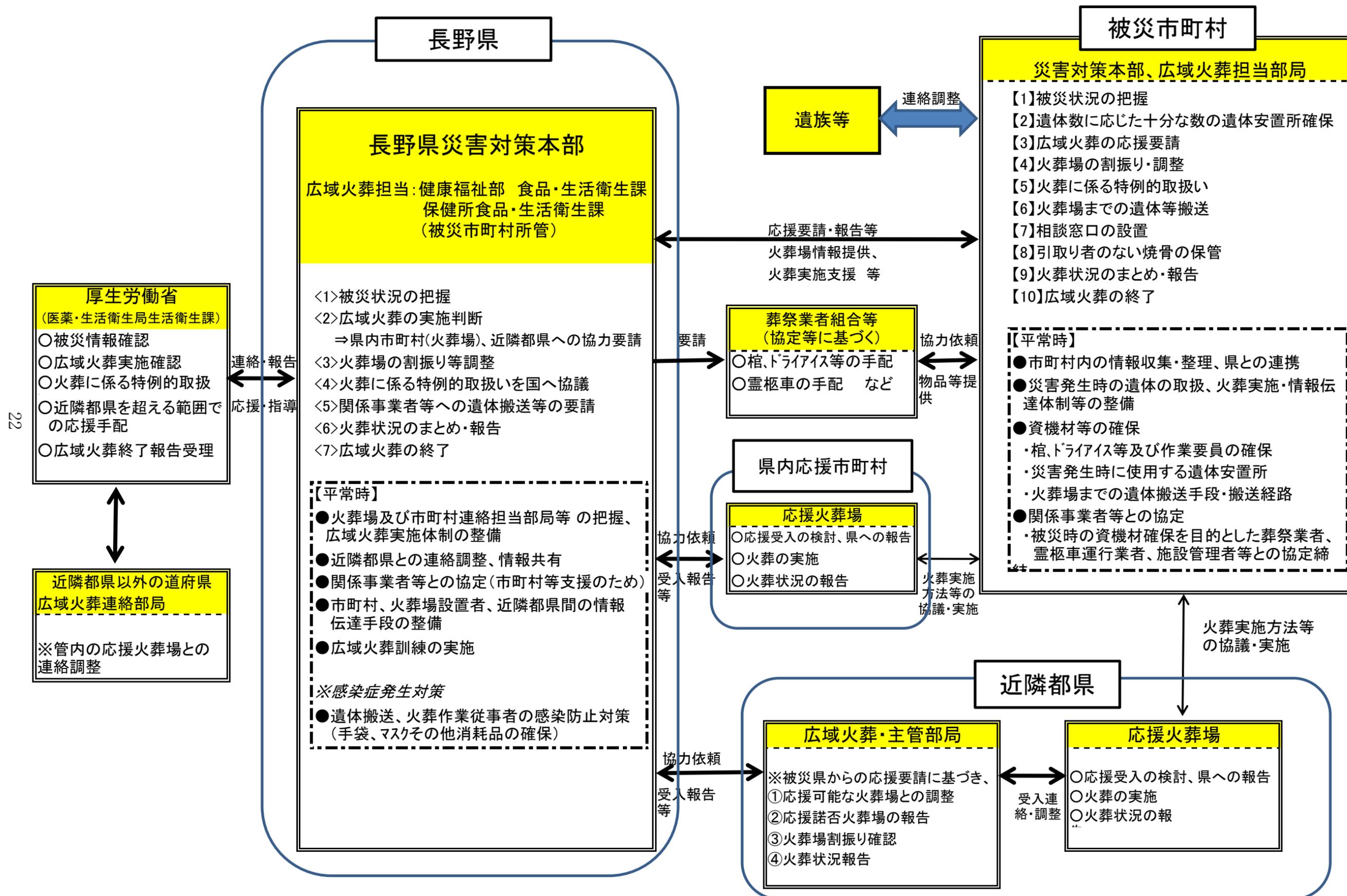
## ◎県

所属	担当課	係	電話	FAX	メールアドレス
県庁健康福祉部	食品・生活衛生課	生活衛生係	026-235-7153	026-232-7288	<a href="mailto:shokusei@pref.nagano.lg.jp">shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
佐久保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0267-63-3165	0267-63-3221	<a href="mailto:sakuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">sakuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
上田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0268-25-7150	0268-25-7179	<a href="mailto:uedaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">uedaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
諏訪保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0266-57-2928	0266-57-2953	<a href="mailto:suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
伊那保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0265-76-6865	0265-76-6886	<a href="mailto:inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
飯田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0265-53-0445	0265-53-0469	<a href="mailto:iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
木曾保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0264-25-2235	0264-24-2276	<a href="mailto:kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
松本保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0263-40-1940	0263-47-9293	<a href="mailto:matsuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">matsuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
大町保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0261-23-6528	0261-23-2266	<a href="mailto:omachiho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">omachiho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
長野保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	026-225-9065	026-225-9105	<a href="mailto:nagaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">nagaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
北信保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0269-62-3106	0269-62-6036	<a href="mailto:hokuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">hokuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>

# 広域火葬計画に基づく連携イメージ

## 災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー

食品・生活衛生課



災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー

食品・生活衛生課

区分	遺体の搜索・運搬	遺体の安置	埋火葬許可	遺体の搬送	埋火葬	
災害発生から埋火葬までのフロー	警察、自衛隊等	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の搜索</li> <li>遺体安置所までの搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見分及び検案</li> <li>死亡者数の確認</li> <li>遺体の身元確認</li> </ul>			
	被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>判明</li> <li>未判明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の引取り</li> <li>身元不明人の公告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋火葬許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の搬送</li> <li>火葬場所・日時等の連絡調整</li> <li>※遺体安置所から火葬場まで、霊柩車等手配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼骨・遺留品の受取(引取り者のないもの)</li> </ul>
	遺族	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の引取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋火葬許可申請</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>焼骨・遺留品の受取</li> </ul>
	応援火葬場(県内・外)				<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬の実施</li> </ul>
広域火葬計画上の役割分担	被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体安置所の確保</li> <li>遺体保存の資機材(ドライアイス、棺等)の調達、確保(※必要に応じた県への要請)</li> <li>◎県への広域火葬の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋火葬許可事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体搬送手段の確保(※必要に応じた県への要請)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬要請実績の集計・報告【⇒県へ】</li> </ul>	
	応援火葬場(県内・外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域火葬の応援受諾可否の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県から割り振られた応援火葬場との連絡・調整、遺体搬送等</li> <li>※火葬に係る特例的取扱いが必要な場合の県への要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、被災市町村との火葬受入日等の連絡・調整</li> <li>※火葬に係る特例的取扱いが必要な場合の県への要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬要員の確保(※必要に応じた県への要請)</li> <li>火葬実績の集計・報告【⇒県へ】</li> </ul>	
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域火葬実施体制の立上げ</li> <li>関係機関との連絡調整、情報収集</li> <li>※遺体保存の資機材(ドライアイス、棺等)の調達【⇒被災市町村からの要請による】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援火葬場の割り振り、被災市町村への連絡、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※火葬の特例的取扱いの検討(国との協議)【⇒市町村・火葬場からの要請による】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※遺体搬送手段の確保【⇒被災市町村からの要請による】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬実績の確認【⇒国へ報告】</li> <li>◎広域火葬の終了</li> <li>※火葬要員の確保【⇒応援火葬場からの要請による】</li> </ul>